

『石巻市議会基本条例（案）』及び『石巻市議会議員政治倫理条例（案）』  
に対するパブリックコメント実施要項

- 1 件 名 「石巻市議会基本条例（案）」及び「石巻市議会議員政治倫理条例（案）」への意見募集
- 2 目 的 議会基本条例及び政治倫理条例を制定するにあたり、意思決定過程で広く素案を公表し、市民の意見等の提出という形での市民参加の機会を保障するとともに、その意見を考慮した上で、議会基本条例、政治倫理条例を制定することを目的とします。
- 3 資料内容及び公表の方法等  
(1) 公表する資料  
「石巻市議会基本条例（案）」（参考資料「議会基本条例逐条解説」）  
「石巻市議会議員政治倫理条例（案）」  
(2) 公表の場所  
○議会事務局、石巻市情報公開コーナー、河北総合支所ほか5総合支所、渡波支所、稲井支所、荻浜支所、蛇田支所  
○石巻市議会ホームページを利用した閲覧
- 4 対 象 どなたでも
- 5 意見募集期間 平成22年3月5日（金）から平成22年3月26日（金）
- 6 意見の提出方法  
(1) タイトル（「議会基本条例（案）」又は「政治倫理条例（案）」への意見）  
(2) 住所  
(3) 氏名  
(4) 意見本文  
※ (1) から (4) について、別紙「パブリックコメント意見提出用紙」に記入して提出。  
※ (1) から (4) までの項目が欠けている場合、パブリックコメントとして扱えない場合があります。
- 7 意見の提出先  
(1) 持参（代理人によるものを含みます）：石巻市議会事務局  
(3月23日以降は新庁舎6階)  
(2) 郵送（〒986：8501 石巻市日和が丘1-1-1 石巻市議会事務局）  
(3) ファクシミリ（TEL：0225-96-2274）  
(4) Eメール（アドレス：assesc@city.ishinomaki.lg.jp）
- 8 その他  
(1) パブリックコメントに寄せられた意見を、石巻市議会基本条例、石巻市議会議員政治倫理条例制定にあたっての参考とさせていただきます。  
(2) いただいたご意見は、公平性を確保するため、個別対応はせず、パブリックコメント期間終了後、すべての意見について整理をした上で、条例作成の資料とするとともに、ご意見に対する概要及び条例（案）への反映の可否等について、石巻市議会ホームページ、石巻市役所情報公開コーナー等で公表します。

- (3) パブリックコメントに対して寄せられたご意見は、住所、氏名を除き、そのままの形で公表することがあります。個人が特定される内容は、意見本文にはできるだけ記入しないでください。
- (4) 意見を受領したことについての、確認の連絡は省略させていただきます。
- (5) 電話・口頭での意見の提出は、パブリックコメントとして取り扱えませんのでご注意ください。